

(案)

海津都市計画特定用途制限地域を次のように決定する。

種類	区域	制限すべき特定の建築物等の用途の概要
特定用途 制限地域	海津 SIC 周辺地区	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 危険物の製造工場、貯蔵・処理の用に供する建築物</li><li>2. 遊戯・風俗営業施設</li><li>3. 一戸建ての住宅、共同住宅、老人ホーム</li><li>4. ホテル又は旅館</li><li>5. 図書館、博物館等</li><li>6. 学校</li><li>7. 病院</li></ol> <p>ただし、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第一条(耕作又は養畜のために必要な農業用施設)は除く</p>
	合計	

※規制すべき特定の用途の建築物の詳細については、「海津市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」において定める。